

芦屋市の学校運営協議会

～地域とともにある学校づくり～



change
our
school

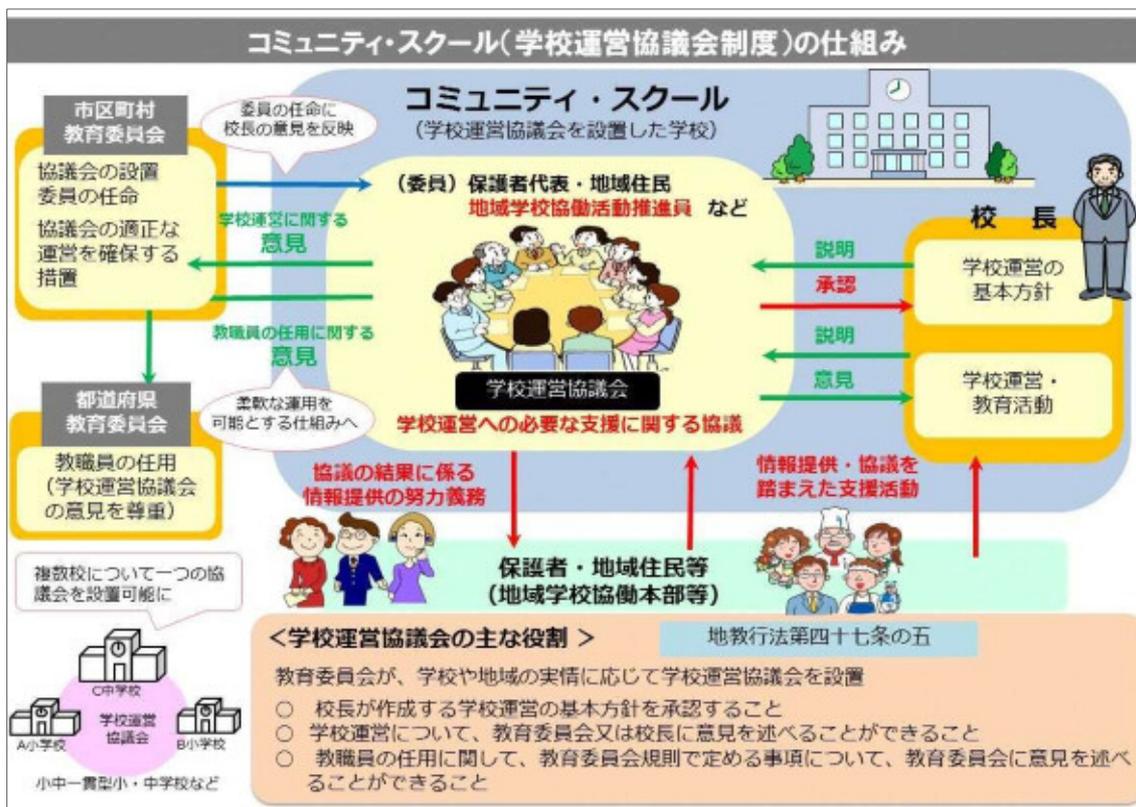
令和3年発行

芦屋市教育委員会

学校運営協議会制度について



【出典：文部科学省】



学校運営協議会制度に関する法律 ●学校運営協議会の設置が努力義務化に
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)が改正(H2.4)

学校運営協議会制度を導入した学校を、通称コミュニティスクール(文科省通知より)と言いますが、本市では学校運営協議会の名称を用います。(芦屋市運営マニュアル参照)

➡ 学校運営協議会は、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に参画し、「地域とともにある学校」へと転換を図るための仕組みです。

- ① 熟議 — 話し合い(熟議)により地域の子どもたちの課題や目標などを共有し、主体的に学校の教育活動に参加し、アイデア(計画)なども出します。
- ② 協働 — 教育を学校だけに任せず、学校と地域が一体となり、子どもたちを育てます。
- ③ マネジメント — 地域住民や保護者などを委員とする「学校運営協議会」をつくります。(教育委員会の規則で設置)



学校運営協議会の3つの機能

- **校長が作成する学校運営の基本方針を承認する**（必須）
⇒学校の経営ビジョンや教育目標，教育課程の編成についての基本方針を承認します。
- **学校運営について，教育委員会又は校長に意見を述べる**ことができる
⇒基本的な方針に関する協議にとどまらず，学校運営全般にわたり意見を述べるすることができます。
- **教職員の任用に関して，芦屋市教育委員会規則に定める事項について，意見を述べる**ことができる。
⇒めざす教育方針を実現させるための意見を述べるすることができます。

学校運営協議会の3つのメリット



学校運営協議会の3つの効果



共通の目標が設定されていると，お互いに前向きな姿勢で取り組むことができ，子どもたちへの教育効果が大きい期待できます。

➡ **地域と学校が一体となって，役割分担をしながら，それぞれが主体的に取り組む**ので，お互いに達成感を味わうことができます。

地域とともにある学校において欠かせない3つの機能



熟議

協働

マネジメント

学校運営協議会は、学校と地域が、ビジョンや課題、情報等を共有し、熟議し、意思を形成する場であり、学校と地域が相互に連携・協働してくための基盤になります。

熟議

—熟議の過程—

- ①多くの当事者（保護者、地域住民等）が集まり、「学校や地域の課題」を共有し、
- ②そのことについて学習・「熟慮」し、「議論」することにより、
- ③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
- ④それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、
- ⑤それぞれが納得して自分の役割を果たすようになる。



熟議のテーマ（例）

- ・子どもたちがどう育ててほしいか
- ・行事の精選について
- ・学校と地域と一緒にできることは
- ・学校ボランティアについて
- ・登下校時の安全確保について
- ・学力を向上させるには
- ・教育に地域の力をどう生かすか
- ・教職員の多忙化解消で子どもたちと向き合う時間をどう確保するか

—熟議の展開（例）—

- ①オリエンテーション（5分）…なぜ、熟議開催に至ったかを確認する。
- ②テーマに係る資料の共有（10分）…テーマについての知識・背景を共有する。
- ③熟議（前半）（20分）…自己紹介→付箋を用いて意見（思い）を出す。
- ④熟議（後半）（15分）…前半で出た意見について、方向性をもって話し合う。
- ⑤グループごとの発表（5分）…各グループ1分程度でまとめ、全体で発表する。
- ⑥終わりの挨拶（5分）…今後の話し合いの場をどこで持つか提案する。

「熟議」で提案されたプランを、課題解決に向けた具体的に実践につないでいく



Q. すでに地域連携がうまく行われていますが、学校運営協議会は必要ですか？

A. 学校運営協議会では、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を行います。このことを通して、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、地域住民は教育の「当事者」として学校運営や子どもたちの教育活動に積極的に参画することができます。また、社会総がかりで教育の実現を図るうえで、学校は地域と共に発展していくことが重要です。学校運営協議会制度は法律に基づく制度ですので、学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、学校支援活動にとどまらず、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取り組みを進めることができます。

Q. 教職員の任用に関する意見を出されると、教職員人事に混乱が生じるのでは？

A. 多くの設置校では、「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、校長の学校経営・ビジョンを後押しする意見が述べられています。学校運営協議会は合議制の機関なので、個人としての意見がそのまま出されるわけではありません。また、任命権者（都道府県・政令市）の任命権の行使そのものを拘束するものではなく、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものでもありません。

Q. 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校運営協議会はどのような役割が求められるのか？

A. 学校運営協議会は、教育課程の編成等を含む、校長が作成する基本方針の承認を行う権限を有する合議体です。学校運営協議会が機能することで、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映し、目指すところを対等な立場で共有することができるため、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた連携・協働による取り組みを効果的かつ計画的に進めることができます。

Q. 学校運営協議会を設置することで、教職員の負担が増えるのでは？

A. 設置前後は、学校運営協議会に関する事務等が一時的に増えますが、複数の会議を統合するなどして、組織の精選や会議の回数を減少させることができます。また、学校運営協議会での協議を踏まえ、学校・家庭・地域が適切な役割を果たすことにより、全体として教職員の負担は減少することになります。さらに、教職員が地域と様々なつながりを持ち、ネットワークが広がることで、顔が見える関係となり、学校の現状や運営方針についてより理解が深まるなどの効果があります。